

随意契約結果及び契約の内容

工 事 の 名 称	筑後川江見排水機場ポンプ設備修繕工事
工 事 概 要	本工事は、筑後川河川事務所が管理する江見排水機場のポンプ設備が経年劣化しているため、主原動機及び動力伝達設備の更新を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官九州地方整備局 筑後川河川事務所長 吉田 大 久留米市高野1丁目2番1号
契 約 年 月 日	令和 5年 5月29日
契 約 業 者 名	(株)日立インダストリアルプロダクツ
契 約 業 者 の 住 所	福岡県福岡市早良区百道浜2-1-1
契 約 金 額	217,800,000円(税込み)
予 定 価 格	220,814,000円(税込み)
随意契約によることとし た理由	別紙のとおり
工 事 場 所	佐賀県三養基郡みやき町大字東津地先
工 事 種 別	機械設備工事
工 期 (自)	令和 5年 5月30日
工 期 (至)	令和 7年 3月31日
備 考	

随意契約理由書

- 1 工 事 名 筑後川江見排水機場ポンプ設備修繕工事
- 2 施 工 場 所 佐賀県三養基郡みやき町大字東津地先
- 3 契約の相手方 住 所 福岡市早良区百道浜二丁目1番1号
会社名 株式会社日立インダストリアルプロダクツ 西部支店
電 話 092-852-3353
- 4 随意契約適用法令
会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号
- 5 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
 - 1) 当該業務の目的・内容
本工事は、九州地方整備局筑後川河川事務所が管理する江見排水機場ポンプ設備の整備・修繕を行うものである。
 - 2) 随意契約に付する理由
本工事の実施にあたっては、当初工事契約の受注者（以下「当初受注者」という。）が独自に管理・保有している技術（以下「ノウハウ」という。）が必要であり、排水機場ポンプ設備は各メーカーのノウハウによって全体システムが構成されていることから、たとえ一部のシステム構成機器を修繕・整備する場合でもシステム全体の熟知が必要となる。
株式会社日立インダストリアルプロダクツは、当該設備の当初受注者であり、当該設備のノウハウを有し、システム全体を熟知している。

以上のことから、本工事を履行するために必要な要件を具備している者として株式会社日立インダストリアルプロダクツを特定し、「公共調達の適正化」（平成18年8月25日付け財計第2017号）及び「参加者の有無を確認する公募手続」（平成18年9月28日付け国官会第935号）に基づき、株式会社日立インダストリアルプロダクツ以外の参加者の有無を確認するための公募手続を行ったところ、本工事への参加意思を表明する書類は提出されなかったことから株式会社日立インダストリアルプロダクツが本工事を履行できる唯一の者と判断し、随意契約手続に移行するものである。
よって、本工事については、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号により上記契約の相手方と随意契約を締結するものである。

(随意契約理由書作成者)
管理課長